

能登町では、ホテル誘致に取り組んでいます！

1. 能登町ビジネスホテル誘致条例を制定(令和7年9月19日施行)

能登町では、町内へのホテル立地を目指しホテル誘致条例を制定し、各種補助制度を創設しました。

この補助金を活用したホテル新設を検討する事業者は、必ず能登町企画財政課に別紙の事前相談票を提出のうえ、事前相談をしてください。

2. 対象となる事業者

| | |
|---------|---|
| 1. 出店区域 | 町内全域 |
| 2. 出店形態 | 土地：事業者による購入または借地 建物：事業者による建築 |
| 3. 用途 | 旅館業法第2条第2項に定める旅館・ホテル営業 ※風俗営業法に定める風俗営業等は除く |
| 4. 規模等 | 客室10室以上 |
| 5. 操業 | 開業後10年以上継続して営業すること ※ホテルの建設者と経営者が異なる場合はご相談ください。 |
| 6. 雇用等 | 町民の雇用に努める。町の施策に協力するよう努める。 |

3. 補助金の内容

| 補助金の種類 | 対象経費 | 補助の金額及び交付限度額 |
|-------------------|-------------|-------------------------------|
| 新設補助金 (1回) | 取得に係る費用 | 取得額の30% 上限：2億円 |
| 事業運営補助金 (10年間) | 固定資産税・都市計画税 | 土地・建物・償却資産に係る 相当額の100分の50 |
| | 借地 | 町有地に施設を設置する場合、当該用地の貸付料を10年間免除 |

4. 用地の確保

事業者独自での用地確保を想定しています。

本町での用地の確保はできませんが、あっせん及び道路等周辺環境の整備は行います。

お問い合わせ 能登町企画財政課
住所 〒927-0492 石川県鳳珠郡能登町字宇出津ト字50番地1
電話 0768-62-8535